

国民健康保険税の 税率改正について



ちばこくほマスコットキャラクター
ちーこちゃん

国民健康保険は、職場の健康保険と75歳以上が加入する後期高齢者医療保険と並ぶ医療保険のひとつで、病气やけがをしたときに安心して医療機関で受診できるように、みんなが助け合う制度です。町が保険者となり独立した会計の中で運営し、その財源は、加入者が負担する国保税や国・県の負担金、町の一般会計からの繰入金で成り立っているのですが、税収が減る一方で、加入者の高齢化や医療の高度化等により、医療費が増大し、財政状況は大変厳しいものとなっています。

平成24年度の1人当たりの年間総医療費は、約28万円でしたが、平成27年度は、約35万円となり大幅に増加しています。

町では加入者負担の抑制のため、財源不足を一般会計からの繰入金で補てんしていますが、このまま繰入金を増やし続けることは、他のサービスへの影響もあり好ましいことではありません。

そこで、国保事業の健全な運営を維持するために、平成29年度から税率改正を行います。

国民健康保険加入者の皆さまには、これまで以上の税負担をお願いすることになりますが、国民健康保険制度を将来にわたり安定的に運営していくために必要な改正です。で、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

○問合せ
町民課税務係 ☎ 2112

改正前税率

医療保険分	
所得割	5.80%
資産割	25%
均等割	15,000円
平等割	25,000円
課税限度額	540,000円

改正内容

所得割率を
1.2%引き上げ
→
均等割額を
11,000円引き上げ

改正後税率

医療保険分	
所得割	7.00%
資産割	25%
均等割	26,000円
平等割	25,000円
課税限度額	540,000円

後期高齢者支援金分	
所得割	2.20%
均等割	10,000円
課税限度額	190,000円

所得割率を
0.2%引き上げ
→
均等割額を
1,000円引き上げ

後期高齢者支援金分	
所得割	2.40%
均等割	11,000円
課税限度額	190,000円

介護保険分	
所得割	1.80%
均等割	10,000円
課税限度額	160,000円

均等割額を
5,000円引き上げ
→

介護保険分	
所得割	1.80%
均等割	15,000円
課税限度額	160,000円

※介護保険分は、40歳以上65歳未満の方が対象

- 所得割・・・世帯の加入者の所得に応じて計算
- 均等割・・・世帯の加入者数に応じて計算
- 資産割・・・世帯の加入者の資産に応じて計算
- 平等割・・・1世帯にいくらかと計算
- 賦課限度額・・・1世帯における国民健康保険税の上限額

国民健康保険税＝所得割額＋資産割額＋均等割額＋平等割額